

令和4年3月22日

教職員各位

学 長
附 属 病 院 長

新型コロナウイルス感染症に係る「感染を拡げないため」の
行動について

令和4年1月27日から京都府において実施されていたまん延防止等重点措置については3月21日をもって終了したが、新型コロナウイルス感染症が収束したわけではない。

そのため、京都府においては今後の対策として別添のとおり「感染を拡げないため」が定められたところであり、教職員各位におかれても十分留意願いたい。

特に、これから年度替わりや行楽シーズンを迎えるが、「自分が感染しない」「ほかの人に感染させない」「感染を拡げない」の意識を持ち、引き続き下記の取り組みを徹底願いたい。

記

1 会食等について

- 令和4年1月11日通知で「家族や普段一緒に居る人以外との会食は自粛すること」と通知したが、それ以外の人との会食も可とする。ただし、会食時間は2時間で同一テーブル4人までを目安とすること。また、会食する者同士が感染が懸念されるような健康状態ではないことを確認すること。
- 飲食を伴う行事の主催は禁止すること。
- 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は行わないこと。

2 外出及び国内での移動等について

- これから行楽シーズンを迎えるが、外出する場合には感染防止対策を徹底すること。
- 感染が拡大している地域との移動は自粛すること。

3 職場への出勤について

- 各所属長は、所属職員の在宅勤務（テレワーク）やサテライト勤務、時差出勤を積極的に推進すること。
- テレワーク等が困難な場合、週休の分散化、休暇取得等職場での密を回避すること。
- 職場における職員同士の距離を確保するとともに、換気の励行や複数人が触る箇所を定期的に消毒すること。

4 その他

- 多くの教職員がワクチンを3回接種しているが、3回接種済みであっても気を緩めることなく基本的な感染防止対策はもちろん、上記の取り組みを徹底すること。
- 新型コロナウイルス感染が疑われる者と接触した場合は、速やかに保健管理センター（075-251-5080）に電話すること。

| |
|-------------------------------|
| 問い合わせ先 総務課給与厚生係（内 5 1 1 0） |
|-------------------------------|